

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

ベトナム社会主義共和国

ハノイ市

ファツヴァン～カウゼー高速道路PPP事業

ドラフトファイナルレポート

日時 平成23年12月26日（月）14：00～16：22

場所 JICA本部 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

谷本 寿男 恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科人間社会学部共同研究室 教授

日比 保史 コンサベーション・インターナショナル 代表

松下 和夫 京都大学大学院地球環境学堂 教授

満田 夏花 国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラム

JICA

<事業主管部>

山田 哲也 民間連携室 連携推進課 課長

浅枝 真弘 民間連携室 海外投融資課

杉山 亮太 民間連携室 海外投融資課

<事務局>

河野 高明 審査部 環境社会配慮審査課 課長

加来 智子 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

福間 孝雄 株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル 環境社会開発室

専門部長

○河野 それでは、お時間になりましたので開会させていただきます。

ベトナムの高速道路PPP事業のドラフトファイナルレポート・ワーキンググループを開始したいと思います。今日の主査ですけれども、過去の回数からいたしまして満田委員にお願いできればと思います。いつもどおり事前コメントと回答を読んでいただいて、それに対して追加的なご質問がある場合に我々からお答えさせていただくという形にさせていただければと思っております。

それでは、議事を満田委員にお願いいたします。

○満田主査 では、皆さん読んできたかもしれないんですが、5分ほど確認する時間をおきまして、それから質疑に入りたいと思います。

では、最初の全体・代替案というところで松下先生が二つコメントされています。これについては何かありますでしょうか。

○松下委員 回答は了解いたしました。書かれているように、財務的なフィージビリティであるとか、あるいは公的債務の状況が厳しいので、そういった状況について、事業所の確保だとか、あるいはそれに必要な法の整備が必要であるというふうに考えます。とりあえず回答としてはこれで受けとめました。

○満田主査 何かJICA側で補足はありますでしょうか。

○山田 回答以上の補足は特にございませぬ。

○満田主査 次の環境社会配慮というところで、松下委員、日比委員からコメントが出されていますが、いかがでしょうか。

○松下委員 私の質問に対する回答については、これで了解いたしました。

○満田主査 環境社会配慮については、私も、前日で恐縮だったんですが、質問とコメントを出させていただいていますが、口頭でお答えいただけますでしょうか。

○山田 満田委員からのご質問、1点目が工事に必要な建材、土の採取、また建設残土の廃棄に伴う諸影響、水質、生態系など、こちらについては調査検討されているかということですが、こちらは工事の大部分が盛土になるということですので、スコーピング案への助言対象表の附属資料の1、それから2というところで、碎石場とそれから土取場の環境影響評価を検討してございます。これは事前のスコーピング案の段階でいただいたコメントも踏まえまして、調査の中で対象にしたということでございます。これが一つ目のところへ

のお答えでございます。

それから、二つ目が、道路建設に伴い水はけや水の流れが悪くなり、洪水時の影響や現在の湿地生態系への影響が考えられるが、それについては調査検討がなされているかということですが、去年、既存道路の拡幅ですので、もう既にある排水設備、ボックスカルバートとかパイプカルバート、こういったものの延長を行う中で対応していきたいということでございます。

既存の設備がどの程度整備されているかといったことは、調査の中で調べてありまして、インテリムレポートの3.2.2.1の(2)の節で記述をしております。ページでいいますと3の65ページから3の66ページ、3の67ページあたりでおつけをしております。今、画面でお見せしようかと思っております。このあたりです。写真も含めてインテリムレポートの中にはおつけをしておりますが、その図に書いてあるような道路ボックスカルバート、こちらは道路のあれですけれども、水路カルバートがこの次に出てきます。水路のカルバートはこのような形で整備をされているということで、こういった既存の設備を拡幅に応じて延長していくという方針でいけるのではないかとというのが調査の結果でございます。これが2点目です。

それから、3点目は、3ページ目の3の115ページ目の下から2行目、その他国内法によって保護区を設定しているとしているが、保護区について記載するのであれば当該地域における保護区の有無について記載すべき。なお、EIAの25ページ目では事業地の近隣も多くはないとしているというご指摘をいただいております。

この点につきましては、ご指摘のとおり、EIAに記述しているように、当該地域における保護区はあませんので、その旨追記をしたいというふうに思っております。

○満田主査 環境社会配慮、他にはいかがでしょうか。日比委員からコメントが出されていますが、日比委員がいらっしゃった後でこちら辺はやることにしまして、次に住民移転のところですか。松下委員から三つ、これは構成は一種ごとではなくて、このペーパーは、とりあえず便宜上住民移転のところをお願いいたします。

○松下委員 これも回答でとりあえず了解いたしましたので、またコメントの際に検討していきたいと思っております。

○満田主査 住民移転については私も幾つかコメントをしていますが、これについてはいかがでしょうか。

○山田 まず1点目いただいておりますのが、4.3.4.1の(2)、調査後のスコーピングマト

リックスで非自発的住民移転、雇用や生計手段などの地域経済がそれぞれ－Bとされているが、それぞれ－Aとすべきというコメントにつきましては、非自発的住民移転、それから雇用や生計手段などの地域経済、こういったものは連動するというふうに考えております。移転世帯の減少によって非自発的住民移転が－Bというふうなことであれば、雇用や生計手段などの地域経済も－Bでよいのではないかとというふうに考えております。

ただ、満田委員が理由として上げられている、もともとスコーピングをしたときの理由が、対象が35世帯に減少したということで、我々としては先ほど述べたような考え方にたっているわけですが、そもそも10%以上の土地を失う世帯が770世帯という、こちらのほうが大規模だということであれば、その影響は大きいということを満田委員が理由に上げられていますので、そういった立場にたつのであれば、雇用、生計手段などの地域経済、こちらも－Aというふうにするのは、考え方としては我々としてもあるかなとは思っておりますので、そのあたりは委員のご議論をいただければというふうに考えております。これが1点目で、それから、次の部分は、3の113ページ目の社会環境、非自発的住民移転の項目に移転世帯は35世帯に減少とのみ書かれているが、10%以上の土地を失う世帯が770世帯であれ、そのことによる生計への影響が生じることも明記すべきということで、理由としては用地取得に伴う生計への影響など、社会影響が大きい可能性があるためというふうにコメントいただいております。こちらについては、ご助言を踏まえて追記をしたいというふうに思っております。

それから、3点目いただいておりますのが、同じく3の113ページ目のところの社会環境、雇用や生計手段などの地域経済への影響については、今まで道路に面しているところを利用して商店、露天商などを営んでいる世帯への影響について記述をすべきということで、こういった方への影響が大きいことを理由に上げられてコメントをいただいております。こちらについても追記をしたいというふうに考えております。

それから、この項目最後、4点目は、当初289世帯の移転とされていたのが、ROWの政策を擁壁の設置によって減少したとのことであるが、擁壁の設置によって逆に日照や生活環境の著しい低下などの影響が出て、結果的に移転せざるを得ないなどの問題が生じないかというコメントをいただいております。こちらにつきましては、この対象になっているファッヴァン～カウゼー高速道路はベトナムの南北高速道路の起点区間でありまして、路線縦断方向は南北というふうになりまして、擁壁などは東西方向に建設されるということになります。路面の両端ということで、東西に建設をされるということでございます。従い

まして、日照に関する問題はないというふうに考えておりまして、生活環境については、現時点では……

○谷本委員 擁壁は南北なら南北ではないんですか。

○福間氏 擁壁は南北ですけれども、構成方向からいって東と西側に住宅地がありますので、そういう意味での東西というふうに。

○山田 ということ、日照に関する問題はないのかなということ、それを理由に移転せざるを得ない世帯が追加的に発生するということは現時点では想定をしていません。

○満田主査 擁壁と人家の間はどのくらい離れているのでしょうか。

○山田 今、図面をお出ししますので、それをご覧いただきながらご説明をしたいと思います。擁壁を仕切ってやる工法が下の図の3.4.7の図でして、この場合はROWが50メートル、やや濃い太線で縦に、垂直に延びているのが擁壁でして、その左側の斜線であれば左側に延びている2.75プラス2.75、こちらが側道になります。民家や農地などは基本的にこの外ということになりますので、それぐらい、少なくともそれぐらいは離れている。右側についても同じことです。

○満田主査 では、先に進ませていただきまして、その次のスコーピング（案）、その他の部分でいかがでしょうか。

○松下委員 8番は先ほどの満田委員のコメントと関連いたしますが、住民移転が289世帯から35世帯に減少したので、評価を-Aから-Bに変更したということですが、先ほど満田委員の10%以上の土地を失う世帯が大規模であるということとを考慮すると、こういう変更でいいのかどうか、そういう議論にもなると思いますが、一応説明としてはこれで了解しましたが、そういう判断にかかってくる。

○満田主査 あとは日比委員の質問ですが、これはご本人が来てからにしましょう。その次が生態系に関する質問、助言・コメントということで、これも日比委員ですね。5番が谷本委員です。これについてはいかがでしょうか。

○谷本委員 これは保護区がないということなんですね。それならこれは結構です。

○満田主査 その次、助言・コメントと書いてある黒いラインの下ですが、この全体及び環境社会配慮としている3番まででいかがでしょうか。谷本委員が2,3を出されていますが。

○谷本委員 これは、RAPを見せていただいたんですけれども、ここは、要するに対応案と対応方針というのがどう違うんですか、そもそも、根本なんです。対応案というのは、こういうふうにやります、まさに方針がその理由づけというんですか。その辺が同じよ

うなことが書かれているんじゃないかなと思ひまして、対応案というのは本当に示すものですね、こういうふうにやりますと。方針というのは、その裏づけになるような考え方、ならば、それは書き方が違うんじゃないか、そういう気がするんですけども。特にギャップはないという、それはそうなんでしょうけれども、ギャップがないにしても、書き方が何か物すごくここだけが唐突なんです。ですから、きちんと、ここで私が指摘したのは、対応案、方針というのがやはり違うんじゃないか。これが1点目。

それから、4と5は特にギャップがないということで、これだけ示すのではなくて、やはりきちんと書いていただきたいということでこの二つ示したんですけども、どうしたらいいですか。

○福間氏 調査団で環境社会配慮を担当いたしました。まず対応策の案は、これは調査を開始する前にJICAガイドラインとベトナム関係法令とのギャップを特定して、それに対してどうやってギャップを埋めていくかというのが対応策（案）になっております。その後の対応方針は、社会経済調査とか、現地ステークホルダー協議の後作成され、RAPに反映されています。

○谷本委員 対応案がベトナム政府の法律などとJICAのガイドラインなどとの間にそごがあれば、どういうふうに対応するか。方針のほうは、その対応策を具体化するためにとるべきアクションなどですか。

○福間氏 そうです。

○満田主査 これは確かに谷本委員がおっしゃるとおり、この表をぱっと見てこの対応策（案）と対応方針の違いは普通わからないと思いますので、どういう考えに基づいてこの二つを導いているのかというのは説明が必要ですね。

○松下委員 対応策と対応方針が記述はよく似ているんですけども、よく見ると微妙に違っている。なぜ違うのか、ぱっと見ただけではわかりません。

○山田 基本的には我々の決まりごととのそごが生じるところを対応策として、通常であればそれがそのまま対応方針になるという部分ですので、両者は非常に似通っているのが通常ですという認識ではあります。

○谷本委員 アクションはもう少し簡単に、このようにしますというふうな形で整理されたいかがですか。ですから、同じような内容になるというのは理解できるんですけども、こういう差があるとか、こういうふうな、同じであるというのはそれはそれで結構なので、それらが対応案はこのようにやりますというだけでいいんじゃないですか。差があ

るならその差をどういうふうに埋めますという形で。ギャップがありますというのは、これはきちんとギャップがないだったら特にギャップがないというあれで、それだけではなくて、やはり同じような記述にされることがいいんじゃないですか。この二つは物すごく唐突に出てきていますから。

○満田主査 では、後ほど助言の具体的な内容についてはまた議論するとしまして、先に進んでよろしいでしょうか。次は4ページのスコーピング案というところです。4番から11番までで一区切りしまして、この4番から11番までの間はいかがでしょう。

○松下委員 4番については、6番の谷本委員のコメントと関連すると思うんですが、地盤沈下については道路周辺に限定されるということですが、やはりこの地域全体として過去には多くの川とか小川が流れていたわけですから、もう少し詳細設計の段階で追加調査をする必要があるということでコメントいたしました。ということで、対策の検討をしていただけないということで、これは回答としては了解いたしました。

○満田主査 5番は日比委員ですが、いかがでしょうか。

○日比委員 5番については、碎石場などで環境影響評価ですが、附属資料である、すみません、私が見落としていたのかもしれませんが、確か文中の表記からどう評価されたのか明確に読み取れなかったというふうに理解しております、このような質問をさせていただきました。附属資料にあるということであれば、結構です。もう1度拝見したうえで後で戻る必要があれば戻らせていただきます。

○満田主査 6番から11番までは谷本委員ですが、いかがでしょうか。

○谷本委員 これが日比さんがおっしゃった、読ませていただいて、確かに前回のスコーピングのときに私がこういうことを言ったのかもしれませんが、盛土材とか、その辺、ちょっと気になるものですから、大量の土砂を運んでくるということで。川から持ってきますということで、こういうふうな附属資料をつくっていただきました。よくわかりましたが、ここでの評点が、工事関係車両のところだけをおっしゃっている。そこで評価をされている。それが多いです。むしろ、例えば浚渫、ポンプ浚渫をするということであれば、これは河床の変更をかなり起こしますから、河床変更を土地の変更と読みかえていただければ、その部分にかなり-Bが移ってくるんじゃないか。工事車両が出入りするとか、稼動するというところではなくて、むしろそういうところで、例えば土砂の採取はそういうふうなことだと思います。それから、附属資料の2のところ。これが碎石場ですか、土羽土のほうですけども、これも工事車両が、あるいは重機がというより以上に、やはり

土地の形状変更ですね。ですから、そここのところで見たい。ですから、ポンプ
浚渫すれば当然ながら水質汚濁には影響します。それから、地盤沈下はともかく、地質は
ともかく、地形は変わってきます。底質に影響を与えます。水象、ハイドロロジーも影響し
ますというふうなことから、その部分に注意をしてほしい。それから、碎石も同じで
す。恐らくほこりとか防止するために水を結構まくと思いますから、水質の問題、周辺に
及ぼすでしょうし、底質もそうです。生態系も水象もというようなことで、-Bのところ
を移動させてください。一部は両方とも入れてくださいというふうなことで私はここは大量に、
細かいですけども、コメントをさせていただきました。ですから、7がそうです。8、9、10、11、
以下ずっとそういう形で、16までコメントをさせていただきました。改めますというところに
書いていただいていますので、問題ないのかなと思っていますけれども。

以上です。

○満田主査 そうすると、16まではそういう趣旨のコメントであるということで、基本的
にはコメントのとおり改めますというお答えですか。

○谷本委員 16で、上流側に保護区ということで、下流側は保護区はないですか。

○福間氏 下流側にはありません。

○満田主査 17はいかがでしょうか。

○谷本委員 これはやはりEIAで教育施設、保健センターやマイナスのことが書かれていま
すから、これはやはりきちんとレポートにマイナスの影響がありますということは書いて
いただいたほうがいいと思います。

○満田主査 最初に戻りまして、日比委員のところ、何かさら問いをしたい場所があり
ましたらお願いしたいんですが。

○日比委員 最初からいきますと、4のところは、基本的にここは土地の改変ラインについ
ては、交通渋滞の緩和と道路交通量の増加という、大体相殺されるのではないかというこ
とで、そこは相殺されるのかどうかというのは私には判断がつかないんですけども、そ
ういう評価であるということであれば、それはそういう記述をしていただくのがいいかな
というふうに思います。といいますのは、質問のところにも書いておりますように、土地
改変の影響のみしか評価をしていないというふうに読み取れましたのでこういう質問をさ
せていただいております。4番はそういうことです。

それから、5番については、代替植樹をするのはもちろんそれは結構なんですけど、その目

的は何かというふうに書かせていただいたんですけれども、例えばそういう法律があるのかとか。生態系影響のところの緩和策としていっているんで、では、そもそもどういう生態系があって、それをどういうものを再現しようとするのかというあたりがいまいち、多分単に木が、街路樹があって、例えば何百本取り除くから何百本植えますということのかなと思ったんですけれども、少なくとも生態系影響の緩和策というのとは、それはやや意味合いが変わってきますので、そういう意味で目的は何かというのは、どういう意味合いを持って代替植樹を行うのか。であれば、それはそれでまたやり方というのは、例えば固有種なり、原生種なりを使うとかいろいろ、あるいはひょっとしたら場合によってはより大気浄化の機能が高い樹種を使う必要があるのか。そもそも法律で何か決まっているのがあるのかなと思いましたがこういう質問をさせていただいたんですけれども、その点ではいかがでしょうか。

○山田　そこまでの目的はございませんで、確かに生態系影響への緩和策としたのは少し誤解が生じるポイントだったかなと思うんですが、目的はあくまでこの回答で書かせていただいたようなところでして、それ以上に生態系影響の緩和策としての意味合いを持たせた何か法律上の要請があったり、それ以外のところでの対応ということではございません。

○日比委員　多分その辺のわかるように記述していただければと思います。

それから、9番は結構です。これは単に文言の確認でした。

それから、10番も、これはどうなっているのかなと思っただけなので、結構です。

11番は、ここは報告書でハノイ北部と連絡するニーズが高い、企業が多く立地しているのというところだった。もう少し詳しく知りたいと。これだけ読むと日系企業のニーズが高いからつくるんですというふうにも読めるので、本来そういう筋からいくとそうではないだろうということで、少し詳しく質問させていただいて、了解いたしました。

それから、次、生態系に関する質問、助言・コメントの1番ですけれども、ここも特にそういう法的な保護以外でのそういった生態系はないということですね。ただ一つだけ、この中で、もう古くからある沿線ということで、そういう保護価値のある生態系はないという説明でほぼ了解いたしましたけれども、そもそも数百メートルの中だけでなければいいのかというのは、ちょっと気にはなるところではありまして、その辺、要は道路に沿って両側数百メートル、ひょっとしたら1キロ前後の幅の中にはありませんという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○福間氏　日比委員からのご質問ですけれども、ナンバー10助言・コメントのところを書

いてありますけれども、前回の第1回目の助言委員会の際に、どこまで動植物調査を実施するのかが話題になったときに、東側は堤防になっており、西側には国道1号線が走っています。双方とも集落が張りついていることから、その中間付近までの大体200メートルの位置までを調査の対象範囲にしようということで助言をいただき、それに基づいて動植物調査を行いました。ですから、1キロ以上の調査は考慮していません。

○日比委員 前回のスコーピングのときのところまでしっかりと頭に入れてレビューしてなかったんですが、多分既にかなり都市化が進んでいる、あるいは開発が進んでいる地域ということで、これで問題ないという評価だという理解はしますけれども、一つ気になるのは、200メートルはいろいろな見方があると思うんですけれども、必ずしも生態系の観点からいけば十分影響のない距離といえるかということ、必ずしもそうではないのかなというふうに思いますので、できたらもう少し幅を広げていただいて、多分すぐにわかるんじゃないか。この地域の現地の報告書なり何なりにそういった生態系がないという報告が多分あるだろうと思うんですけれども、そういう確認だけしていただいてもいいのかなとは思っています。

○山田 一応調査中に天然資源環境省に沿線での希少動植物に関する確認を求めたということにして、そのときの先方の言いぶりとしては、沿線の開発が進行中であって、また農業が発達している地域なので、レッドデータブックに記載されたような動植物が存在する可能性は非常に低だろうというコメントがあったというところまでは確認をしております。ただ、それがどのくらいの範囲で可能性、非常に低いというふうにされた可能性がどのくらいなのかというところまでは確認できておりませんので、その程度にとどまっているということでもあります。

○日比委員 どれだけ都市化が進んでいるかということのも、それは何ともいえないですけれども、要は事業を進めてみたら、いや、実は、例えば300メートル先に非常に希少な種がいましたとか、そういうことになった場合、いや200メートルまでは大丈夫だったんですという話にはならないと思いますので、その辺のリスクをちゃんとつぶせているかどうかというところなんです。そういう観点から、例えば先方でのヒアリングというのはそういう意味合いで大丈夫でしょうと。もちろん100%というのは常にはないとは思っていますけれども、というお答えが得られているのかという、そういう観点でここは書かせていただいています。今ここでお答えいただくということではないのかなと思うんですけれども、そういう観点からこのところを少し検討していただければと思います。

○満田主査 今これはEIAについてはドラフトファイナルの段階なんですね。ですから、ドラフトファイナルの段階で日比委員のコメントで、例えば文献調査とか、専門家へのヒアリングとか、そういうことで確認できるかどうかということですね。

○日比委員 そうですね、できるかどうかというのがあります。

○山田 一応これはインテリムレポートという格好にしていますが、実際には、作業上はドラフトファイナルという位置づけまでできていますので、ただ、実際この後この調査が終了して事業化の段階になったらまた詳細設計のための調査など入っていきますので、その段階では少なくとも機会を……

○満田主査 この調査が終わった後は、詳細設計に入るんですか。

○山田 もし事業化するという判断がなされたら。

○満田主査 事業化する前にJICAの審査というのは入るわけですか。

○山田 資料のうち、3ページ目の日比委員へのお答えのところ、3番の質問、回答のところですけども、下から4行目の両側5メートルずつというのが、これは間違っていました、両側10メートルずつです。訂正させていただきます。

○日比委員 2番は、ここも先ほどのところと少し考え方としては絡んでいるところなんです、貴重な種なり絶滅危惧種、レッドリストに掲載されているようなものはないだろうというのが基本的にここの自然環境面、生態系面での評価の根拠といいますか、もともなっているというふうに読めたんです。必ずしも絶滅危惧種が確認されていないから重要な生態系がないとは言い切れない。ですから、その辺、上のほうの質問とも絡むところだったんですけども、何を根拠にどうやれば、ここは影響がないと出ているのかというのが、EIAなどからも読み取れなかったところだったので、このような質問をさせていただいております。なので、絶滅危惧種が含まれていないというEIAの記載も、それは承知しているんですけども、だから動植物に影響はないといえるのかというところに、そのステップに若干本当にそうかなというところがあったということです。ここも現実的には多分都市化が進んでいてというところが大きくなってくると思いますので、もちろん熱帯雨林の中でつくる場合とは全然話が違ってくるということは了解しておりますので、その評価の方法論と地域の状況というのは、もう少しリンクさせて、ロジカルに評価が導出されるように記述いただければというふうに思います。

○山田 方法論につきましては、先ほど言ったとおり、ここでの回答のとおりとして、左右200メートルの範囲で実地の調査をしているということですので、必ずしも文献だけで、

あるいは周囲の観察状況ということだけをもって推論をしたということではないものです。そのうちの左右200メートルの範囲内ではありますけれども、その範囲内での調査結果は今画面に映し出しているところでした、希少動植物がいるという状況ではないということが観察されています。

○日比委員 3番のところは先ほどの10メートルずつというのは承知しました。ここも今出しているレポーターの中の生物の影響のところ、これも、ここのご報告いただいている内容でここだけ読めばどっちともとれるんです。豊かな動植物がいるとも読み取れなくはないですし、あるいは両生類は種類が多いわけですから、それは絶滅危惧種はないということではあるんですけれども、少なくとも生態系自体はあるということはここから読み取れるわけですし、そういう意味で、特に土地収用によって改変が行われる。ほとんどが田畑ということだったんですけれども、田畑の生態系というのは、ではどういう状況なのかなというのと、そこが、例えば両側10メートルずつが開発されるわけですが、では、その10メートルの外側の生態系に影響がないのかどうかというのは、むしろそちらが気になるのは気になる。そうすると、そもそも直接影響を受ける場所の生態系、単に種がいる、いないというのもそうです。生態系としてどういうものなのかというのがわからないと、外側にどういう影響が出てくるのかというのも読み取れなかったので、こういう質問をさせていただいております。ここは4番もあわせて同じような内容なんですけれども。ですので、この自然環境の一連の私からの質問あるいはコメント、基本的にはもともとが非常に都市化が進んでいる。それから、古くからの幹線道路沿いであるという大前提があるとは思いますが、なので、直感的にはそれでもういわゆる自然の生態系というのは残っていないだろうというふうに、報告書を読んでもそういう目で見るとは思いますが、それがちゃんとロジカルに導かれているかどうかというところが、少し明確でないところがあったので幾つかこういう質問をさせていただいております。多分大きく評価に影響を及ぼすことはないだろうとは思っているんですけれども、その記述の仕方を少し工夫していただければということをお思います。

3の全体の1のところは了解いたしました。よろしくお願ひします。

以上ではないかと思ひます。

○満田主査 聞き漏らしてしまったところですか、他の委員のやりとりの中で気がついたこととか、何かありますでしょうか。

1点、1ページ目の3番の松下委員のご質問の答えで、工事期間中の対策は民間事業会社が

云々、請負業者に義務づける。コンサルタント会社はモニターにより担保しますということなんですが、供用期間中というのはどういうことなんでしょうか。

○山田 供用期間中は、事業者たる民間事業者が対策を打つ部分と、国なり、規制当局が行うべき対策なりが、少し多岐にわたるのかなと思います。例えば、過積載のトラックの排除とか、こういったものは施設的にはまず道路工事の中で対応して設備をつくり、そういったもののエンボースメントという意味では当局の関与を得て事業者が排除に努めるといことでしょうし、一例として過積載の問題はそうなんですが、そういったものが多数いろいろな主体にまたがっていくことがありますので、供用開始前の対策よりはやや官民の役割分担というのも少し複雑になっていくのかなと思います。

○満田主査 PPPであることによって、通常の道路事業と体制が違うとか、そういうことはあるのでしょうか。

○山田 それは特にはないと思います。民間事業会社か公的な事業体なのかという違いはありますけれども。

○満田主査 他に何か聞き漏らしたことはありますかでしょうか。

もう1点なんですが、私の、道路建設に伴って水はけとか水の流れが悪くなって洪水の影響とか、湿地生態系への悪影響が出るんじゃないかという質問に、それについて調査されているかということのお答えというのは、既存の道路においても既に盛土がされていて、ボックスカルバートが設置されているから影響がないというお答えだったと思うんですが、ときどき湿地帯の道路事業において、道路建設によって洪水の影響が長引いてしまったとか、そういう話を聞くんです。このベトナム北部の国道1号線などでそういうような影響があったとか、そういう話はあるんでしょうか。

○福間氏 今、満田委員のおっしゃったベトナム北部で影響といいますと、恐らくハノイからもっと中国のほうに行く道路と思いますが、今回、そちらは対象範囲には含まれておらず調査はいたしておりません。今のご質問の排水による生態系への影響は、この事業では排水の流域が変化するものではなく、流出先も同じ場所であり、現在の状況を変えるものではありません。現在の水質は非常に悪化していますが、今回の事業によって短期的には工事中の濁水発生の問題はありますが、長期的に見た場合には水質悪化への影響は非常に少ないだろうと思っております。

○満田主査 基本的に今あるボックスカルバートとか、水量確保のためのものは維持するという、そういうことなんでしょうか。

他に何かご質問ありますでしょうか。

では、特になければ、ちょっと早いんですが、休み時間を取りまして、その間にそれぞれの助言案をどうするかというのを考えていただいて、この後それを精査するということにしましょうか。

10分ぐらい休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時20分 再開

○満田主査 再開することにします。

では、この助言・回答表に基づいて、それぞれの助言について、あるいは質問について、どういう形で残すのか残さないのか、変えて残すのかということ、上から言っていただくことにしましょう。まず1番は。

○松下委員 1番についてはコメントとして残したいと思います。内容としては、事業の財務分析などを踏まえ、事業スキームや必要な法整備などにつき十分検討すること。

○満田主査 では、今のような形で、事業の財務分析などを踏まえ、事業スキームや必要な法整備について十分に検討することということに変えて残す。では、2番はいかがでしょうか。

○松下委員 2番については、実はこれは前回の12月の全体会合でも松本委員などから指摘があったところで、円高などによってODAの結果として債務が増えている。そういう問題があることが指摘されていたわけですが、個別案件でどういう形で助言するか、私も今いい考えが出ませんので、これは一応問題提起ということで、また引き続き別途の形で議論をしていきたいというふうに思います。今回個別意見としてはこれからは落とします。

○満田主査 3番はいかがでしょうか。

○松下委員 3番につきましては、左側のもとのコメントを生かしながらコメントしたいと思います。大気汚染、悪臭、地球温暖化の影響低減策に関する実施主体を明確化するとともに実施の担保を図ること。

○満田主査 4番、日比委員、いかがでしょうか。

○日比委員 4番は、大気汚染、土壌汚染、騒音・振動などの生態系への影響があるのかなのかということ、相殺、ほとんど変わらないと評価したというふうにお答えいただいていますので、その評価を記述すること。つまり、陸域の生態系への影響評価はということからずっと、想定されているが、生態系への影響についても記述すること。

○満田主査 最初の3行は生きで、4行目から生態系への影響についても記述すること。
5番はいかがでしょうか。

○日比委員 5番は、これは若干書きかえをして、植栽を撤去する場合代替植栽を行うとあるが、その目的を記述すること。

○満田主査 2ページ目にいきまして、6から8は松下委員いかがでしょうか。

○松下委員 6番につきましてはもとのコメントを生かしまして、貧困層に対する影響低減策の具体的内容を明らかにすること。7番についてもほぼ同様ですが、貧困層への影響低減策及び被害と便益の偏在に関する必要な対策につき具体的内容を明らかにすること。

○満田主査 8番はいかがでしょうか。

○松下委員 8番は、先ほど満田委員から10%以上の土地を失う世帯が770世帯と大規模であり、その影響は大きいものと考えられるという意見がありましたので、その満田委員の判断にゆだねます。

○満田主査 それでは、9から11、日比委員のコメントですが、いかがでしょうか。

○日比委員 10、11は、これは質問でお答えいただいたので、両方とも、10、11は削除していただいて結構です。

9は、この後の生態系に実はかかわってくるんですけども、単に用語の話であれば対応していますということで了解しましたということなんです。そういう意味では9は、背景を説明させていただきますと、先ほどもお話したように、スコーピングで自然環境に特にかかわる部分で、生き物関係というのは生態系というのと、それから保護区という二つのスコーピングの項目があるわけです。保護区はある意味、わかりやすくいうと保護区があるか、ないか、提示されれば、あとはそれがあるか、ないかという話なんですけれども、生態系というのは、ある意味評価が非常に難しい。生態系がないというのはあり得ないわけです。どういう生態系なのか。それを評価するために、一つの指標として絶滅危惧種の有無というのがよく使われるわけです。そうすると、生態系と、この後3.4.4.2というのは具体的にどういう項目になるか。A以外と評価されたところのうち、生態系という表現と動植物というのは、一般的な解釈でいえばほぼ同じものを差していると考えていいと思うんですけども、より細かく見ていくと、実は同じものではないわけです。動植物への影響と生態系というのは厳密には違うことになってきますので。ただ、生態系というのは結局動植物がいて、それが営みをする場であるわけですから、最終的な動植物を評価することによって成り立つんですけども、その関係性を明確に表現していないと、スコーピン

グは生態系なんだけれども、動植物の評価をしましたというのは、必ずしも生態系を評価したことにはならないわけです、ロジックとして。なので、言葉の問題としてはそこを明確にしてやれば、一言生態系の評価については絶滅危惧種の有無をベースに評価しました。絶滅危惧種がないことは確認されていますというような書かれ方をしているんですけども、要は生態系の評価を絶滅危惧種がいるかないかで評価、それをもって評価したのか、他にもいろいろあるんだけれども、そこだけを見たのかというところが明確になっていないと生態系をどう評価したかというのは見えてこないというのが、僕の一連の質問の背景なんです。

なので、9番自体はそんなことまでは想定せずに多分言葉として使われているのかなと思って、そこはそんなに問題ではないと思います。9自体は削除してもいいと思うんですけども、そういう考え方で下のほうを少し検討していただきたい。

具体的には、生態系の中の保護区について、まずこれは評価しているだろうかということです。ここは保護区という項目もあるんですけども、当然保護区になっていないと保護区でない生態系はあるかないかが評価がされていないので、ここではこういうことを聞いているんです。ですので、基本なお答えいただいているような内容を記述いただくということになると思うんですけども、コメントとしては残す方向でいきたいと思います。具体的には、上から3行目、「高い生態系の存在の有無について記述すること」。あとはとっていただいて結構です。

2番以降がもう少し、どう助言するか、先ほどから悩んでいるところではあるのですが。

○満田主査 一つの妥協案として、多分今から何かの調査をするのは結構厳しそうな気がしますので、多分今回のEIAにおいて、何がされて、何がされなかったのかというのが明確になればいいんですね。ですから、先ほど日比委員がおっしゃられたように、生態系の評価について、どういう調査をもとにどういう資料を使ったのかについて記述。

○日比委員 ということを明確に記述していただくというのが一番わかりやすい。

○満田主査 それ以外にも、恐らくこのコメントの中にはいろいろな考えが含まれていると思うんですが、一つにはそれでいいのかなと思ったんですが。

○日比委員 基本的にはそれでいいと思います。特に実際の現状から見れば、それについて明確にさせていただくことで、評価結果が何を見てどう評価したかというのが明確になると思いますので。

○満田主査 つまり左右200メートル以外の部分についても見過ごされてはならないとい

うことですか。

○日比委員 見過ごされてはならないと思うんですけども、そこが。

○満田主査 具体的にはちゃんと調査を幅広くやったほうがいい。

○日比委員 当然生態系、種によって見るべき範囲というのは変わってくる、一律には多分問題が見えないところがあるので、例えば何メートルまでというのは非常に言いにくいところですので、どうしたものかなと困っているんですけども。一方で、非常に開発が進んでいる地域だという前提に立てば、そこまで本来目くじらを立てる部分でもないのかなど。だったら、そう言いつつというのが一番怖いといえば怖いんです。なので……

○満田主査 ここは日比委員に文案を考えていただいて、構想していただくということにしましょうか。

○日比委員 後から、この時間内で考えつければ、2番はそうさせていただきます。

○満田主査 3、4はいかがですか。

○日比委員 3は特に、田畑の生態系のところですね。3はこのままでお願いします。今、ご回答いただいている内容を記述するということです。

4については、先ほど上からの流れではしよったところなんですけれども、河川の生息、むしろここは拡幅工事による影響が想定されるというのは削除して、影響が想定される。4は、基本的なこの内容の助言を残させていただいて、具体的にどのような影響が想定されているか記述することとしていただいて、ここにあるように、基本的にはこの工事による追加的な悪影響はないという評価をされているということを記述していただければいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○満田主査 工事による追加的な悪影響はないのでしょうか。

○日比委員 お答えいただいているところから見る限りはないのかなと思います。全くないことはないと思うんですけども、多分この水質、まさにここにあるように、大気等々の水質による悪影響のほうが影響が大きくて、この工事による影響というのは、既にもう河川にかかっているところですし、橋もかかっている、供用もあるところなので、そういう意味では、多分よくなるだろうという説明について違和感を感じるということはありませんでした。

○満田主査 では、助言の内容としては、ああいう形で記述することということでいいですね。

次に、5番は谷本委員です。

○谷本委員 ここはカットしてください。要らないです。

○満田主査 次にいきまして、全体1番はいかがでしょうか。

○日比委員 これはそのままで記述することで残していただく。

○満田主査 2番、3番はいかがでしょうか。

○谷本委員 2番は、これは本当に、では、きれいに整理してくださいということで、読み上げます。RAPにおける対応方針に関し、対応策（案）では、JICAガイドラインと「ベ」国のギャップを埋めるための対応方針を記載し、それで対応策ではRAP実施のための具体的な考え方を記載すること。特別に何かあれば具体的にRAP、これは要するにRAPを実施するということでしょうか。ですから、こういうふうな特別にこの点については注意をはらってやります、それ以外は方針どおりギャップを埋めるための方針でやっていきますということでまとめていただければいいんじゃないですか。基本的には法制度です。法制度とのギャップを確認し、そのギャップを埋めるための対応方針を記載し、他方対応方針ではRAP実施のための具体的な考え方を記載すること。きれいに表にまとめられたらいいと思います。

次の3は結構です。上で整理してください。

○満田主査 次のページにいきまして、スコーピング案のところ、松下委員いかがでしょうか。

○松下委員 これはこの形でコメントとして残してください。

○谷本委員 6番も松下先生のコメントと一緒に結構です。6番は結構です。4番と一緒に。

○満田主査 5番はいかがでしょうか。

○日比委員 5番については谷本先生がより詳細に……

○谷本委員 ここは私が引き取って、また申し上げます。7番の右側を見てください。想定されている盛土採取場、碎石場及び土羽土に関し、水質汚濁などの問題が発生する危険性があることから、工事中並びに供用時にもモニタリングを行うこと。適正な評価を行い、評価はBでいいですね。ですから、供用時にもモニタリングを行うこと。こういう形でどうですか。要するに土砂を買うわけでしょう、事業者は。だから、これは売買だということで、関係ないよといいながらも、何かあったときにあそこはあれだけ大量に使っているじゃないか。だから、水質とかこんな問題を起こしたということだから、定期的にモニタリングしてもらったらいんじゃないですか。何かあったときは対応するという、それは

事業者なりが。あるいは基本的にはVECが対応するんだと思うけれども。供用時も要らないですか。もう関係が切れますか。では、建設中ですか。建設中で、あとは二・三年の法定の間、契約の間は、維持管理の間はいい、それぐらいまで。建設時だけでいいですか。そこだけはモニタリングしてもらおう。では、「供用時」はとってください。それで、あとは8以降は外してください。16もいいです。17もいいです。書き加えてくださいということですから、結構です。

○満田主査 16、17も大丈夫ですか。

○谷本委員 16、17も落としてください。

○満田主査 私が提出したものについては、最初の質問については、ほぼ今のでクリアなんですけど、念のため、先ほど聞き漏らしてしまったのですが、建設残土の廃棄、これについては何か評価とか、検討されているのでしょうか。

○福間氏 追加のコメントの建設残土についてですが、これはハノイ市の指定する場所に持って行って処理することになっております。場所につきましては、詳細設計の段階で残土処分場の位置を明らかにしてそこに適切に処理されるようにするよういたします。

○満田主査 詳細設計時に検討されるということですか。

○福間氏 はい。

○満田主査 というのは、このEIAの要約に、建設残土について大量の土砂が発生するというようなことが書かれていて、それについてそういえば記述がないなと思ったので聞いた次第なんですけど、この事業によって特段、普通よりも大量の建設残土が発生するとか、そういう。

○福間氏 先ほどの標準断面図を見ていただいたらわかるように、残土よりむしろ盛土をしないといけないものですから、残土で出てくる可能性があるとしたら、橋梁の拡幅部で杭打ち作業と考えられます。場所打杭のため、その施工中に使用するベントナイトが建設残土として、日本でいう産業廃棄物として予想されます。それから、舗装の打ちかえ時に既設のアスファルトを一部撤去するのでアスファルト塊が産業廃棄物として予想されます。

○満田主査 それについてはハノイ市の許可を得た捨て場に持っていかれて詳細設計時には検討されるということですね。

○福間氏 はい。

○満田主査 というわけで、私が質問として上げた三つについては、とりあえず助言案から落とすということにさせていただきます。住民移転のところの調査後のスコーピングマ

トリックスの-Bとされているのをそれぞれ-Aとすべきというのは残させていただきます。これは語尾がすべきになっていますが、とすることというのが通常でしたか。これだけだとわかりづらいので、今理由のところを上げているところを一部採用しまして、10%以上の土地を失う世帯が770世帯と大規模であるため、調査後のスコーピングマトリックスの非自発的住民移転、雇用や生計手段などの地域経済をそれぞれ-Aとすること。もう1度言いますと、「確かに」から削除しまして、「確かに」から「しれないが」というところまで削除しまして、「10%以上の土地を失う世帯が770世帯と大規模であるため」というところを上の方にて持ってきてまして、2行目の、雇用や生計手段などの地域経済をそれぞれ-Aとすること。

○福間氏 お尋ねしたいんですけども、非自発的住民移転が非常に大規模だという要件は、私が知っている範囲では200PAPs以上が生じた場合に大規模非自発的住民移転と理解しています。それがカテゴリAの要件であると理解していますが、今回の場合は200PAPsに達しておらず-Aから-Bにしました。雇用や生計手段の地域経済については、おっしゃられたように、土地の収用によって影響があるから-Aと理解されますが、非自発的住民移転については、200PAPsという一つのベンチマークがありますので、それから考えると必ずしも-Aではないのではないかと考えられないでしょうか。

○満田主査 非自発的住民移転は、世銀とかADBの文章を見ると、要は物理的に住居が動く人のみならず、用地取得によって生計手段に影響を受ける人も含めているんです。ですから、彼らが200人という基準をどういうふうに使っているのか、運用についてはよくわからないんですが、文章だけを見ると200人基準というのは、必ずしも住居だけの、住居を移さざるを得ない人たち、つまり狭義での住民移転者だけではなくて、これは世銀、ADBに聞いてみたほうがいいかもしれないんですが、世銀、ADBの文章を読むと何か経済的手段を失った人も、影響を受ける人も含めているかに思うんです。ですから、ちょっとそこら辺JICAのお考えがあるかもしれないんですが、何か、必ずしも200人というのを住居のみの移転でカウントするのかどうかというのは、国際的には違うかもしれない。

○河野 おっしゃるとおりです。世銀とADBは物理的な住民移転以外に、生産用地の10%以上を失う被影響住民も含めて、カテゴリ分類のカテゴリ-Aのカウントに入れています。JICAはその被影響住民を含めていません。ただし、ここで議論していますのは、あくまで影響の多寡ということなので、影響自体は-Aという考え方もあり得るとお聞きしたんですが、JICAのガイドラインがどうかと問われた場合には、カテゴリAのクライテリア

にその被影響住民は含めておりません。世銀のガイドラインと大幅な乖離はないということ、JICAのガイドライン上規定していますので、なるべく近づけようとしているんですけども、生産用地の10%以上の被影響住民のカウントは非常に難しく、現実問題対応できるのかということがあって、実務上カテゴリーAというカウントではその部分は外しています。ただ、ここはあくまで調査の中での話ですので、JICAのガイドラインのAということではないということであれば、こういう書き方はあるかとお聞きしていました。

○満田主査 このマトリックスの中の非自発的住民移転の定義によると思うんですけども、住居の移転だと決めれば-Bという評価はあり得るかもしれないんですが、私はより広くとらえて、用地取得に伴う経済手段への影響もここに含めてしまっているのでは、-Aではないかと思ったんですが、他の委員は何かご意見ありますでしょうか。

○谷本委員 雇用とか、そういうところですね。

○満田主査 雇用は多分2番目のカテゴリーなのかもしれないんですが。

○谷本委員 だから、非自発的住民移転のところを厳密に言えば、200を足切り線にすればこれはBだと。でも、その次の雇用とか生計手段などの地域経済、そのところは、問題は770世帯がどれくらい土地を持っているか。どれくらい生計の手段を土地に依存しているか。零細であれば10%というのは大きいですね。大規模であれば半分とられてもまだ十分やっていけるかもしれない、生計としては。その辺の土地収用面積、どれくらい持っているんだろうかということでしょう。ベトナムですから、恐らくこのあたりだから相当小さいと思います。だから影響は大きいと思います、そういう面で、10%でも、恐らくですけども。だから、地域経済とか、雇用とか、その辺の面では-Aというのはあり得る。問題は、非自発的住民移転のところを-Aに戻すかどうか。

○満田主査 切り方によるんですが、つまり、用地取得に伴う生計への影響というのを、私は非自発的住民移転で、世銀、ADBに倣って見るべきだと思っているので、-Aだと思っているんです。770というのは非常に大規模だと思ったんです。だから、私は、例えば道路ができることによって間接的に影響を受ける人たちがいるとすれば、それは後者のカテゴリーなのかなと思ったんですが、そこら辺が混乱がないのであれば、別に切り分けを書いてもいいと思いますが、何か通常やはり用地取得に伴う影響というのは非自発的住民移転で国際機関は見ているような気がするので倣ったほうが混乱はないような気がしますけれども。

○河野 JICA環境ガイドラインのカテゴリーではその被影響住民を含めておりません。今、

ご説明したとおり、非常に難しいんです。10%以上の生産用地の影響というのはなかなか判断がつかないところがあって、本当に大農地を持っている方は実はあまり影響がなかったりする場合があります。けれども、小さな農地であれば10%失うだけでもインパクトがありますから、そこはなかなか判断が難しいものですから、外しております。そういう意味で、詳細がよくわからないのであれば、地域経済というのは構わないと思いますけれども、非自発的住民移転については、どうでしょうか、従来のJICAの考え方であればBという形で処理はしているんです。

○松下委員 10%を例えば土地を失う人に対しては別途補償がされるわけですね、何らかの。

○河野 そうです。

○福間氏 これは土地に対しての補償プラス支援として、一人当たりにつき何十キロの米というような補償方法が10%失う人には定められており、それで10%という数字が出ています。

○松下委員 移転には至らないけれども、土地を一部失って、それに対しては補償なり支援がされる、そういうことですね。

○福間氏 はい。アシスタンス、支援という。

○河野 できましたら、従来の我々の考え方と異なりますので、住民移転の部分は外したほうがいいのかと思います。

○満田主査 ただ、そこら辺も、つまり私たちNGO側が世銀とかADBに対してときに、要は土地を失う人たち、土地だけを失うけれども、実際は移転しなかった人の貧困化というのを、世銀、ADBがすごく過少評価してきた歴史があるんです。そういうことに基づいて、非自発的住民移転というカテゴリーの中で、経済的な影響、住民を見ていけと主張し続けて、だんだんそこら辺が強化されたという歴史があるんです。今回770世帯までもって大規模だと私は思うんです。かつ、減ったという、私がベトナムでのわずかな経験に基づく、大抵後から増えてくるんです、住民移転の数は。ということを見ると、本当にこの数でいいんだろうかという、現段階での数にすぎないということを考えているんです。結果的には実は増えたということがあり得る。ということ考えたときに、やはり慎重に評価をしていくことは重要ではなかろうかと思っています。長い説明になりましたが、というわけで、私としてはやはり慎重側をとって-Aとにして、それなりにケアをしてほしいと思っています。

○河野 実質的にはそれを担保しています。世銀のセーフガードポリシーと大幅な変わりはないということに則り、10%以上の生産用地を失う人に対して、また仮に10%の生産用地を失って生計がままならなくなれば、全部が用地補償の対象になるとか、そういったことは確保しています。ただ、計画段階でその人数を数えるのは、非常に難しいんです。

○満田主査 それはわかります、この場合数えているわけですね。

○河野 そうですね。この場合はおっしゃるとおりです。本件については数えている。ただ、我々のガイドラインに基づいたカテゴリー分類とは違うということです。

○満田主査 では、妥協案ですが、現在-Bとされているが再考することとして、後のご判断はお任せします。ここで言い張ってもあまり実りがないような気がします。

○山田 ただ、次のご助言のところとあわせて言っていただくと、少しクリアになる。要するに、次のところは生計への影響をより強調されているわけですね。ですので、それと一緒にまとめていただくとどうでしょうか。論点が少しすっきりするような気がします。

○満田主査 そうですね。では、よろしければ、また変えまして、「について現在-Bとされているが、再考すること」みたいな感じでとどめておきまして、あとはお任せする。

「地域経済への評価が現在-Bとされているが、再考すること」、これだったらよろしいでしょうか。それでは、ではその次のコメントです。3の113、社会環境というところは残すということで大丈夫でしょうか。理由のところは削除してください。

その次の助言についても、これも残すということでお願いします。理由のところは削除してください。

最後の質問のところはちょっと表現を変えまして、「擁壁の設置による日照や生活環境への影響について記述すること」にしてください。

ということで、一とおわり終わりましたが、何か他の委員のコメント、助言に対するコメントですとか、これはまとめたほうがいいのか、ないほうがいいのか、そういうご意見がありましたらお願いします。

○加来 8番が保留になっています。

○松下委員 8番は削除していただいて、今の満田委員のコメントで踏まえていますから。

○加来 生態系に関してのところは日比委員に文章を考えていただくということですね。

○日比委員 このコメントは、もう1度EIAに照らし合わせながら見ていたんですけども、私が見ていて若干混乱したというか、すっきりこなかった理由の一つは、EIAあるいはインタビューの、EIAでいえば4.1.6のFauna and Flora program、動植物というところで、一つ

には結構農業に関する記述があるんです、動植物のところ。それがやや混乱のもとといえますか、必ず自然環境をあらわしているわけない。もちろん農地も重要な生態系という見方はできると思うんですけども、そこを分けて書いたほうがいい。EIAは一応アグリカルチャー・コープスと分けたんですけども、インテリムは全部が一緒のワンパラグラフになっていたところもあって、そこが混乱のもとかなというふうに思っています。ここはアグリカルチャー・コープスをワイルド・ワンプスで分けて書いてあるので、インテリムもそれに合わせたほうがいいのではないかというのが一つなんです。助言の実際の文言はこの後考えます。

それから、もう1点が、後ろの4.1.6の調査内容と、スコーピング結果での評価、表になっていて、生態系のところが、確か農地が多くて、そこが影響を受けるだろうというのと、河川環境が影響を受けるだろうという二つコメントが確か入っているんですけども、その間がちょっと飛んでいるんです。その自然特性における動植物の調査結果と、実際のスコーピングに基づいた評価結果がロジカルに結びつけばいいのかなというふうに思っています。

そういう背景のもとに実際の助言案を考えてみますと、今ある2番はなしで一から考えたいと思うんですけども、生態系の評価については、2番です、ここは1度全部書きかえたいと思います。生態系の評価については、評価対象、手法、指標を明確に記述したうえで評価結果に反映させる。簡単に言うところのことになるんですけども、うまくここを、私の申し上げていることはおわかりになっていただけますか。最終的には評価結果はB-で、影響があるとすれば田畑の部分と河川というふうに私は理解したんですけども、河川はいろいろ先ほどの議論で追加的にはそんなにはないんじゃないかという話にもなっているんで、それはそれで記述していただくとして、そもそも、では残るのは田畑への影響というところになるでしょうけれども、一つにはそれ以外のところは本当にはないんですかというのと、田畑への影響があるかもしれないというのは、資料の自然特性、4.1.6の自然特性のところから読み取れなければいけないわけですけども、その記述が今見ると農地が多いです、こんなものを育てています。あとはネズミいます、カエルがいますという、ただ、どこに何がいるというのがわからない。その後の土地利用のところ大体面積のあれを書いていただいていたというのを、今日のご回答も見ながら改めて見たんですけども、その辺の生態系の単に種がいたか、いないかだけではなくて、どこにいた、どういう生態系の中にいたかというのはあわせて評価すべきだと思うんですけども、そのステ

ップが少なくとも報告書の中にはないんです。最終的な評価のところでは要は農地生態系に影響があるだろう。B-だけれどもという評価がされているんですけども、そのもとになっている調査のFauna and FloraのEIAの4.1.6のところ少し全体像が見えていないということなんです。なので、まずどんな生態系があって、それぞれどんな種がいます。でも、絶滅危惧種はいません。これは書いていただいている。よって、今回のこの事業によって影響が一番大きいのは農地生態系なんだけれども、そこには特に注意すべき生態系はない、あるいは影響は非常に限定的である、そういう結果としてスコーピング結果が出てくるべきだと思うんです。その、多分パーツ、パーツはもう既にいただいているんだなというのはわかってきたんですけども、評価結果に至ったのがずっとわかるように記述していただければ、基本的にはいいんじゃないかというふうには思っています。

幾つか他に気になるのは、先ほど申し上げたとおりなんですけれども。という背景のもとにシンプルな助言案ではいかかでしょうか。これで意味するところをご理解いただければいいんじゃないかと思います。

○満田主査 よろしいでしょうか。

それでは、これで一とおりの終わったことになるんですが、あとはスケジュールですか。スケジュールをどうしましょうか。

○河野 その前に質問がありますか。

○加来 生態系の今やっていたところの次の3番の部分のコメントで、当該プロジェクト地域は生物多様性ホットスポット内に位置するというのは、これは本当にそうなのでしょうか。

○日比委員 そうなんです。ただホットスポット自体は結構大きなスケールで進んでいるので、わかりやすくいえば日本列島も全部ホットスポットなんです。では、東京都内がホットスポットですか、新宿はホットスポットでしょうかという、多分そういう意味合いのご質問かと思うんですけども、ホットスポットはホットスポットなんです。なので、この地域はそれだけ、生物多様性面からいけば高いポテンシャル、地球全体で見た場合に高いポテンシャルを持っている地域の一つであるという意味で、そういう点からいくと、例えば法的に指定された保護区がないからといって全く問題がないと言い切れない。生物科学的には非常にポテンシャルが本来は高いところであるので、都市化は進んでいるんだけど、注意深く評価する必要はある、そういう意味で使っています。

○加来 スコーピング案の5番目。

○日比委員 これは削除していただいて結構です。

○河野 それでは、スケジュールですけれども、明日までに今日の助言案を送らせていただきます。全体会合の確定は1月13日です。年末お休みも入りますので、例えば目標としては1月11日水曜日ぐらいまでに確定をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

ご意見がなければこれで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。本日はどうもありがとうございました。

午後4時22分 閉会